

岩手県医療局管理規程第7号

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月30日

岩手県医療局長 大槻英毅

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(配偶者同行休業)</p> <p>第17条の16 [略]</p> <p>2 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の申請に係る配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び第34条第14号において同じ。）が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において同じ。）を<u>養育する職員が、その子の看護（負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話又は疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定めるその子の世話をを行うことをいう。）</u>のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（<u>その養育する子が2人以上の場合</u>にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(25) [略]</p>	<p>(配偶者同行休業)</p> <p>第17条の16 [略]</p> <p>2 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる事由が生じたときは、遅滞なく、別に定める様式による配偶者同行休業状況変更届を所属長を経由して医療局長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 当該職員の申請に係る配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項、<u>第34条第9号及び第14号並びに第35条第1項</u>において同じ。）が死亡した場合又は職員の配偶者でなくなった場合</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(特別休暇)</p> <p>第34条 特別休暇は、次の各号のいずれかに該当するため職員が勤務しないことが相当である場合における休暇とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) <u>職員が、その養育する</u>15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。以下この号において「<u>養育する子</u>」という。）<u>、配偶者、父母、配偶者の父母その他医療局長が定める者（以下この号において「子等」という。）</u>の看護（負傷し、若しくは疾病にかかった<u>子等</u>の世話又は<u>養育する子</u>の疾病の予防を図るために必要なものとして医療局長が定める世話をを行うことをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合一の年において5日（<u>養育する子が2人以上の場合</u>にあつては、10日）の範囲内の期間</p> <p>(10)～(25) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。